

1

高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート!)



対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ~380万円)

内容

授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給

まだ申込みしていない人も
4月以降に申込みできます！

2

貸与型奨学金 (無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】
目安年収* ~約800万円

【有利子奨学金】
目安年収* ~約1,100万円

*上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・自宅通学の場合

1・2共通

申請期間

2020年4月～
(学校ごとに異なります)

申請方法

- ① 申込案内などを学校から受け取る。
- ② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- ③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

○ 世帯(父母等)の収入が大きく減った人 ▶▶▶ 「家計の急変」として申し込みできます！

- 急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。
- 2019年度に申込みして対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。

○ その他、例えば下記に該当する人 ▶▶▶

奨学金の在学採用に申し込みできます！
(世帯収入等の基準を満たす人が支援の対象です)

- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自分のアルバイトなどの収入が減ったため、新たに支援を受けたい人
- ✓ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人
- ✓ 2019年度に申込めなかった人

○ 既に貸与奨学金を利用中の人 ▶▶▶

更に支援が必要であれば、利用額を増額することができます！ (貸与上限額あり)

くわしい情報はこちら

新制度の概要

文部科学省
特設HP



貸与型奨学金の制度概要

日本学生支援機構HP



進学資金シミュレーター

日本学生支援機構HP



「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自分が対象となるなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

○日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話: 0570-666-301 (月～金, 9:00～20:00)

*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。

○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口に相談してみましょう。

家計が急変した学生等への支援について（授業料等減免・給付型奨学金）

趣旨

高等教育修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3ヶ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由（上記）が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% – (調整控除の額 + 税額調整額) <small>※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額 + 税額調整額）に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。</small>	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 <small>※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉</small>	急変事由が生じた後の所得 <small>※給与明細や帳簿等で確認（数か月分の所得から年間所得（見込）を推計）</small>
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3ヶ月毎（急変事由発生から15ヶ月経過後は1年毎）に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は先の扱いに戻す）